

お知らせ

○都市計画変更案閲覧と公聴会

亀里北地区と力丸工業団地西地区、三俣駅東地区の都市計画の変更原案の閲覧と公聴会を開催します。

変更内容 ①市街化調整区域から市街化区域への区域区分の変更 ②用途地域の変更

時 2月14日(金)～28日(金) (土日曜・祝日を除く)

場 県庁都市計画課、県合同庁舎前橋土木事務所(上細井町)、市役所都市計画課

公述申出書の提出 公聴会で意見の発表を希望する公述人は、2月28日(金)(必着)までに公述申出書に住所・氏名・年齢・職業・電話番号・利害関係と意見の要旨を記入し、〒371-8570大手町一丁目1-

1・県庁都市計画課か市役所都市計画課へ郵送か直接
●公聴会
傍聴希望者は当日会場へ直接お越しください。公述人がいない場合は公聴会の開催を中止。市役所都市計画課と本市ホームページでお知らせします。

時 3月17日(月)14時
場 市役所3階33会議室
問 ①については県都市計画課

☎027・226・3654
②については市役所都市計画課
☎027・898・6943

○地区計画原案の縦覧

亀里地区地区計画と力丸工業団地西地区地区計画の変更原案を縦覧します。

時 2月14日(金)～28日(金) (土日曜・祝日を除く)

縦覧場所 市役所都市計画課
意見書の提出 この計画案について意見のある人は3月7日(金)(必着)までに、意見書に住所・氏名・利害関係・意見の要旨を記入し、市役所都市計画課へ郵送で。または同課(☎027・898・6943)へ直接

○特別障害者手当など要件確認

著しく重度の障害が重複しているなどの理由で常時介護を必要とする在宅の人で、20歳以上の人は特別障害者手当を、20歳未満の人は障害児福祉手当を支給します。手当の認定には審査があります。事前に障害福祉課へ相談してください。
支給月額 ①特別障害者手当 2万8,840円(障害児福祉手当) 1万5,690円

○駐車場の定期利用を受け付け

市内JR各駅にある市営有料自転車等駐車場の来年度の定期利用の申し込みを左表のとおり受け付けます。詳しくは各駐輪場へ問い合わせるか、

J R各駅駐輪場	車種	申込期間
前橋駅西側 ☎027-243-3258	自転車	〈年定期〉3月1日(土)～31日(月) 〈月定期〉3月25日(火)～31日(月)(月定期は利用月の前月25日～前月末日に受付)、7時～21時
群馬総社駅前 ☎027-254-1077	自転車 原付自転車 自動二輪車	3月10日(月)～4月9日(水)、6時～10時・15時～19時
駒形駅南口 (infinite loop) ☎027-267-0229		
前橋駅東側 ☎027-243-3257		
セントラルサービス新前橋駅東口 ☎027-253-4556		

本市ホームページやまちづくり公社ホームページをご覧ください。
なお、前橋駅東側自転車等駐輪場とセントラルサービス新前橋駅東口自転車駐車場の管理員滞在時間は6時から10時までと、15時から19時までです。
持 駐車使用料と学生は学生証か合格通知書
問 各自転車等駐輪場管理室

○自己負担額超過分を支給します

国民健康保険(国保)の加入世帯に介護保険受給者がいる場合、自己負担額を合算し一定の限度額を超えた時は、超過分を支給します。対象は令和5年8月1日から昨年7月31日までに支払った自己負担額です。昨年7月31日時点で国保に加入している支給対象者には、3月以降に通知を郵送。国保以外の加入者は、それぞれの医療保険に問い合わせてください。

問 国民健康保険課
☎027・898・6249 (自動応答を24時間試験導入中)

○宝くじ助成金で公民館を整備

自治総合センターでは、宝くじの収益金でコミュニティ助成事業を

電子地域通貨「めぶくPay」
めぶくPayはスマホのめぶくアプリから登録できる電子決済サービス。クレジットカードや銀行口座などからチャージができ、1ポイント1円として市内加盟店で利用できます。
●利用登録サポート実施中
下表のとおり利用登録を対面でサポートします。
問 めぶくPayコールセンター
☎050-8890-9406

めぶくPay利用登録サポート窓口		
日時	場所	
2月10日(月)	14時～16時	清里市民サービスセンター
2月15日(土)	10時～12時	前橋プラザ元気21内にぎわい商業課
2月19日(水)		粕川支所
2月28日(金)	14時～16時	中央公民館503学習室

受給要件 ①障害要件に該当する ②所得制限に該当しない ③在宅である
●受給者は確認を
次に該当する場合、資格喪失となります。

喪失要件 ①特別障害者手当 ②特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所した ③3カ月を超えて入院・介護老人保健施設に入所した ④障害児福祉手当 ⑤児童福祉施設などの社会福祉施設に入所した ⑥障害を事由とする年金を受給した
●受給資格がなくなったら
資格喪失要件に該当した人は必ず届け出てください。届け出をせずに

施。西箱田町自治会が助成を受け、公民館を新築しました。
問 市民協働課
☎027・898・6237



○教育委員会定例会の傍聴

時 2月14日(金)14時30分
場 総合教育プラザ22会議室
対 一般、先着10人
申 当日14時～14時20分に会場へ直接
問 教育委員会事務局総務課
☎027・898・5802

○都市計画審議会の傍聴

時 2月18日(火)14時～15時30分
場 議会庁舎3階301会議室
対 一般、先着10人
申 当日13時30分～50分に会場へ直接
問 都市計画課
☎027・898・6943

○土地区画整理事業計画を縦覧

西部第一落合土地区画整理事業の変更に伴い、事業計画を縦覧します。
時 2月7日(金)～20日(木)
縦覧場所 市役所区画整理課

手当を受給すると、返還してもらう場合があります。
問 同課
☎027・220・5711

○税証明窓口でも使えます

市役所2階33番税証明窓口で取り扱う市税証明発行手数料の支払いについて、めぶくpayによるキャッシュレス決済を開始しました。詳しくは本市ホームページをご覧ください。
問 市民税課
☎027・898・6202



意見書の提出 3月7日(金)(必着)までに、住所・氏名・利害関係・意見の要旨を記入し、〒371-8570大手町一丁目1-1・県庁都市計画課へ郵送で。または直接
問 区画整理課
☎027・898・6914

○建築物の防災徹底して

3月1日(土)から7日(金)までは全国一斉の建築物防災週間。日頃から建築物の維持保全を適正実施することで、事故防止や建築物の寿命を延ばせます。所有者・管理者は建築物をいつも適法な状態に維持するよう努めてください。期間中は、定期報告が滞っている建築物に立ち入り検査をします。
問 建築指導課
☎027・898・6753

○前橋駅の物産館が休館

JR前橋駅構内にある前橋物産館Ventomaebashigariリニューアル工事のため休館。観光案内所とバス案内所は通常通り営業します。
時 2月1日(土)～3月中旬
問 市物産振興協会
☎027・223・1181